

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月1日
【事業年度】	第6期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社ドリコム
【英訳名】	Drecom Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内藤 裕紀
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目23番23号 恵比寿スクエア 4階
【電話番号】	03-5791-4555（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 清水 武
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目23番23号 恵比寿スクエア 4階
【電話番号】	03-5791-4555（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 清水 武
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第6期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

2. コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(訂正前)

①～⑥<略>

(訂正後)

①～⑥<略>

⑦ その他

(1) 取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨定款に定めております。

(2) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(3) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

(4) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものであります。